

「一度されむと欲ふ」とまうして、法会を蔽り詠り、明日に供らむとして使に誠めて曰はく「第一に値はむを我が縁ある師とし、法を修ふ状有らば過ぎずかならず請へよ」といふ。其の使願に随ひて、門を出て試に往きて、同じき郡の御谷の里に至る。乞ふ者有るを見る。鉢囊を肘に懸け、酒に酔ひて路に臥す。姓名詳ならず。伎戯人有りて、髪を剃り縄を懸け、以ちて袈裟とす。然うすといへどもなほかつて覚知らず。使見て起し礼み、勸請へて家に帰る。願主見て、信ふ心もちて敬ひ礼む。一日一夜に家の内に隠し居て、頓に法の服を作り、之れを以ちて施し奉る。爰に乞ふ者問ひていはく「所以は何に」といふ。答へて曰はく「請ひて法花經を講かしめむ」といふ。乞ふ者「我れ学ぶる所無し。ただし般若陀羅尼を誦持ち、食を乞ひて命を活く」といふ。願主なほ請ふ。乞ふ者思ひ議りて「竊に逃ぐるに如かず」とおもふ。兼ねて逃げむことを心知りて人を副へて守らしむ。彼の夜に請へたる師夢に見らく「赤き牝来至りて告げて言はく「我れは此の家長公の母なり。是の家の牛の中に赤き牝牛有り。其の児は吾れなり。我れ昔先の世に子の物を偷用き。所以に今牛の身を受けて其の債を償ふなり。明日我が為に大乘を説かむとする師なり。故に貴びて慙に告げ知らすなり。虚実を知らむと欲はば、法を説く堂の裏に我が為に座を敷け。我れ上り居む」といふ」とみる。請へたる師夢より驚き醒め、心の内に大に怪ぶ。明朝に講座に登りて言はく「我れ覚る所無し。願主の心に随ひ、故に此の座に登る。ただし夢の悟有り」といひて、具に夢の状を陳ぶ。檀主聞き起ち、座を敷きて牝を喚ぶ。牝座に伏す。是に檀主大に哭きて言はく「実に我が母なり。我れかつて知らず。今我れ免し奉る」といふ。牛聞きて大に息く。法事訖りて後に其の牛すなはち死ぬ。法会の衆ごとごとくみな号哭き、堂の庭に響く。往古より已後斯の奇しきに過ぎたるはなし。更に其の母の為に重ねて功德を修る。諒に知る、願主の母の恩を顧ることの至りて深き信と、乞ふ者の神しき呪を誦むことの積みたる功の驗なり、と。

布施せざると生を放つとに依りて現に善と惡との報を得る縁 第十六

聖武天皇の御代に、讃岐国香川郡坂田里に、一の富める人有り。夫妻同じき姓にして綾君なり。隣に耆と嫗と有り。おのおの居りて鰥と寡となり。かつて子息無く、極めて窮しく裸衣にして、命を活くること能はず。綾君の家を

一 亡母が迷いの世界を脱して淨域に渡される。
 二 三重県阿山郡大山田村二谷あたり。
 三 僧とも沙弥ともされていけないことに注意すべきであろう。
 四 鉢をいれるための袋。僧の鉢囊は、鉢をいれて口をくり、鉢が腋下になるように背で肩からつるした。衣をいれることもあった。
 五 たわむれの行動をする人。演劇、笑芸、奇術などを業とする人か。
 六 本説話の乞者は僧でも沙弥でもなかった。酔って臥している間に、他人のたわむれによって醜態にされたのである。釈迦が阿難に命じて一醉糞羅門を醜形になさしめた、という大智度論・十三の説話にかよところがあつた。糞を糞袋とした、という記述は、後代の輪袈裟や種子袈裟のような形態の袈裟を連想させる。
 七 袈裟。
 八 理由は何か。原文「所以者何」。仏典語。たとえば妙法蓮華經「方便品」にみえる。
 九 般若心經の末尾の陀羅尼か。陀羅尼集經・三には、般若無尽藏陀羅尼、大般若波羅蜜多陀羅尼、般若波羅蜜多聰明陀羅尼、般若大心陀羅尼(般若心經の陀羅尼と同文)、般若小心陀羅尼(同名のもの二種)、般若心陀羅尼、般若持不忘陀羅尼、を収録。
 一〇 こっそり逃げるのが最高だ。
 一一 願主の東人は乞者が逃げることをあらかじめ知つて。
 一二 上巻十縁。
 一三 原文「其兒」。赤牝牛が母なのであり、赤牝牛の子が母なのではない。「兒」は女を示し、本説話では赤牝牛をさす。接尾辭としての「兒」はさまざまの用法があるが、「其」に接続した例はなく、本説話の「兒」は接尾辭ではない。
 一四 法華經の異名として用いられている。
 一五 同様の表現は上巻十縁にも存した。
 一六 原文「上居」。下文には「登」。此座ごとみえる一段高い座が設定されている。中巻十九縁の婆娑の「床」のようなものである。
 一七 夢によつて不思議な世界、神仏の世界が示されたもの。
 一八 「檀越に同じ。施主。東人をさす。
 一九 「めうじ」の表記を「女牛」「牝牛」「牝」と変化させている。
 二〇 より高い地位の存在(たとえば、人)への転生を暗示する。
 二一 上文にみえる般若陀羅尼。

第十六縁 善業と悪業についての現報説話。
 今昔物語集・二十ノ十七に書承。
 三 香川県高松市。

耆と嫗とは同居しているのではない。綾君のたとへば右隣に耆が左隣に嫗が、というように両隣に住んでいるのである。戸令によれば「耆」は六十六歳以上。
 三 妻の無い男。鰥夫。令集解「戸令では六十一歳以上」。
 云 夫の無い女。寡婦。令集解「戸令では五十歳以上。耆と嫗とが夫婦でないことが示されている」。
 三 中村宗彦の説では、わずかに身を隠す薄物ひとつを着けた状態。

食を乞ふ所として、日々に闕けず餽時に逢ふ。主試むとして夜半ごとに竊に起きて爨きて家口に食はしむれども、なほ来り相ふ。家合りて怪み。家室家長に告げて曰はく「此の二の者と、驅せ使ふに便なし。我れ慈悲ふるが故に家児の数に入れむ」といふ。長聞きて曰はく「飯を探りて養へ。今より已後のおの自が分を缺きて、彼の者と、功徳の中に、自身が六を割き他に施して命を救ふことは、最上たる行なり。今我が作ふ所は彼の功徳に稱はむ」といふ。家口語に應ひて、分の飯を析きて養ふ。彼の家口の中に一人の使人有り。主の語に随はず、者と、婬とを獸ふ。やうやく諸の使人また獸ひて施さず。家室竊に分の飯を擗りて養ふ。常に慍む人、長公に讒ちて曰はく「使人の分を缺きて者と、飯を噉ふこと、少し。飢乏疲れば、官農能はずして産業を懈らしめむ」といふ。讒ちて轍まず。なほ養を送る。讒ちたる家口、單釣人に副ひて海に入りて釣を経む。釣繩に蠅十貝、喋著きて上る。釣主に詭へて曰はく「此の蠅を贖はむと欲ふ」といふ。釣主免さず。叮々に心を至して教化へて言はく「能き人は寺を作る。何甚すれぞ脱さざる」といふ。すなはち脱して言はく「十貝の直に充てば、米五斗ならむとす」といふ。乞ふが如くして贖ひ、法師を勧請へて、合せて呪願せしめて海に放つ。生を放

てる人使人と俱に、山に入り薪を拾ふ。枯松に登り、脱れ落ちて死ぬ。卜者に託きて曰はく「我が身を焼くことなかれ。七日置け」といふ。卜者の語に隨ひて、山より荷ひ出し、外に置いてただ期れる日を待つ。七日にしてすなはち蘇り、妻子に語りて言はく「法師五人、前に有りて行く。優婆塞五人、後に有りて行く。行く路広く平にして、直きこと墨繩の如し。其の路の左右に宝幡を立烈ぬ。前に金の宮有り。問ひていはく「何の宮ぞ」といふ。優婆塞、睥ち諱に嘖きて曰はく「斯れ汝が家主の生れむ宮なり。者と、婬とを養ひ、此の功徳に因りて為に是の宮を作るなり。汝我れを知るか」といふ。答へていはく「知らず」といふ。教へて曰はく「当に知るべし、十人の法師優婆塞は、汝が贖ひ放てりし蠅十貝なり」といふ。宮の門の左右に、額に一の角生ひたる人有り。大刀を擗げて、吾が頸を殺らむとす。法師優婆塞諷めて戮らしめず。門の左右に蘭しき餽饌を備け、諸人楽み食ふ。吾れ中に居る。七日飢渴多て、口より焰を出す。然らして言はく「汝飢多たる者と、婬とに施さずして、罪の報なり」といふ。法師優婆塞吾れを將て還り、纒見ればすなはち蘇る」といふ。是人の涙の状を覩て、施を好み生を放つ。命を贖ふ報は、返りて救翼けしめ、施さぬ報は、還りて飢渴多しむ。善と悪との報無きにあらず。

一夕食の時。
 二 夫の綾君。呼称やその表記を「夫」「主」「家長」「長」「王」「長公」「家主」と変化させている。
 三 韓信の寄食を嫌つた亭長の妻が「晨炊」早朝に炊飯して食べた、と史記准陰侯伝にみえる。食事の時を通常よりずらすのである。
 四 飯を炊く。この当時の飯は、米を甑(し)で蒸してつくった。五「へ」の「こ」の表記を「家口」「家児」と変化させていると考え、「家口」「へ」のこと訓む。六 追いつて使おうにもたてが無い。老齢であるから働かせることができない。七 その人に分配された飯。
 八 尸鬼王(たとえば大智度論四)、薩埵王子(たとえば金光明最勝王經捨身品)、須闍提太子(たとえば大方便報思經・孝養品)、などの説話を念頭においての記述であろう。
 九 各自が。一〇 使入のひとり。
 一〇 單や釣をあつかう人。漁をする人。單は魚を捕る竹製の道具。釣はつりばり。
 一一 嘆(スフ)(名義抄)にして食用にされた。
 一二 あなたのよき人であれば、寺を造つたりするものだ。上巻二十三縁の贈保に語りかたの賓朋のことばに口吻が類似している。
 一三 どうして蠅を自由にさせないのか。原文「何甚不脱」。後代の「甚」の用法より推測し、「何甚」を「なにすれぞ」と訓んでみたが、どうであろうか。「七令集解・田令」によれば、米五斗は、十束の稻から得られる量。一段の田の収量は稻五十束。「八・僧伽論・呪願・放生」と述べられる例は、中巻八縁、十二縁。
 一四 蠅を放生した使人が、使人の仕事として他の使人たちとともに山に入って薪を拾った。
 一五 直接に伝えるのではなく、卜者に憑いて伝

えている。事故死なので「臨命終時」に遺言することができなかったのである。弟子死復生經に不諱之日、莫廣斂七日とみえる。中国の冥界遊行説話には、七日で蘇生した例が少なくない。
 三 弁正論・七所引幽明録・石長和、法苑珠林・破邪篇・感應緣所引冥祥記・程道憲、に、冥界で平坦な道を歩む主人公に対して、「公弟子」なるがゆえにすぐれた道を行く、と羨望する人々が描かれている。本説話の「二行路公平」も、冥界遊行者が「放生之人」なるがゆえであろうか。あるいは、珠林六道篇・鬼神部・感應緣所引冥報記・李旦、金剛経鳩異・陳昭、法華伝記・八・殊待などより推せば、死者は平坦な道を歩いて冥界におもむき、そこで抜きを受けて受刑の場におもむく、とされることが多い。本説話はこの例であらうか。
 三 直線をひくための道具。繩墨内典云、端直不曲、喻如繩墨、涅槃經文也、繩墨、須美奈波(二和名抄)。三「列」は「列」の意。
 三 善をおこなった者の生まれぬが、建造物のかたちで、同じひとつの冥界の中に刑罰を受ける処に近接して存在する例。中巻七縁。
 三 国会図書館本訓釈(ヘンカニ)。
 三 小声でいう。中巻一縁。
 三 このあたり、説話の展開が唐突である。
 三 冥界でのような役割になつてはいる者か不明。本説話には「王」は登場しない。
 三 元国会図書館本訓釈(ヘンカニ)。
 三 阿毘達磨順正理論・弁縁起品に何も食べることのできる無財鬼のひとつとして炬口鬼を述べて「炬口鬼者、此鬼口中、常吐猛焰、熾然無絶、身如披燎多羅樹形、此受極慘所招苦果」とみえる。三 見るとすぐに「蠅」は、

観音の銅の像鷹の形に反化して奇しき表を示す縁第十七

大倭国平群郡 嶋村の岡本尼寺に、観音の銅の像十二体有す 昔少墾田宮に 宇御めたまひし天皇の世に上宮皇太子の住みたまふ所の宮なり。太子誓願を發して宮を以ちて尼寺と成したまふなり。聖武天皇の世に、彼の銅の像六体盗人に取らる。尋ね求むれども得ること無し。数の日月を経て、平群郡の馱の西の方に少き池有り、夏六月に、彼の池辺に牧牛の童男等有りて池の中を見れば、聊なる木の頭有り。頭の上に鷹居る。牧牛彼の居る鷹を見、礫と塊とを拾集め、之れを以ちて擲打てども、避らずしてなほ居る。擲拍ちて疲れ懈り、池に下りて鷹を取る。捕らむとしてすなはち水に入り、居る所の木を見れば、金の指有り。取りて牽き上げ見れば、観音の銅の像なり。観音の像に頼りて、名けて菩薩池といふ。牧牛の童男諸人に告知らす。諸人転へ聞きて寺の尼に告知らす。尼等聞き来り、見れば実に其の像なり。塗れる金纏け落つ。尼衆彼の像を衛繞みて悲ひ哭きて云さく「我れ尊き像を失ひ、日夜恋ひ奉る。今邂逅に逢ひたてまつる。我が

諸の大師、何の罪過有せばカスの賊の難を蒙りたまふ」とまうす。然うして 鬘を蔽り像を安きて、寺に請へ奉る。道俗集りて言はく「錢を鑄らむとして盗み取れども、用るに便無く、思ひ煩ひて棄てたるなり」といふ。定めて知る、彼の鷹と見ゆる者は現実の鷹にあらずして観音の変化なり、と。更に疑ふことなかれ。涅槃經に説きたまふが如し「仏の滅後といへども、法身常に存る」と ときたまふは、其れ斯れを謂ふなり。

法花經を読む僧を啓りて現に口喞斜み悲しき死の報を得る縁 第十八

去天平年中に、山背国相楽郡の部内に、一の白衣有り。姓名詳ならず。同じき郡の高麗寺の僧栄常、常に法花經を誦持つ。彼の白衣僧と其の寺に居て、暫間暮を作つ。僧暮を作つ条に言はく「栄常師の暮手かな」といふ。遍ごとに言ふ。白衣僧を啓りて、故に己が口を戻らしめ、効び言ひて曰はく「栄常師の暮手かな」といふ。是くの如く重々止めずなほ効ぶ。爰に奄然に白衣口喞斜む。恐りて手を以ちて頤を押へ、寺を出でて去る。去る程遠からずして身挙り

すると同時に、の意。
三「泉は「泉」の俗字(名義抄)。「泉」は冥界の意。国会図書館本訓釈「泉世弥」は、「よみ」という訓を示すもの。本説話に述べられた冥界「泉」は、死後審判の思想がとり入れられている。三 自分の方にもどつて来て。
四 命を贖つた人を助けさせる。
五 自分の方にもどつて来て。
六 施さなかった人を飢渴させる。

第十七縁 あやしき表(し)の説話。今昔物語集・十六ノ十三に書承。

一 上巻四縁。二 奈良県生駒郡斑鳩町あたり。
三 法起寺。斑鳩町大字岡本に所在。
四 法起寺に伝存する銅造の菩薩立像を本説話の十二体の観音銅像のうちの一に擬する説が、日本歴史地名大系・奈良県の地名にみえるが、したがいがたい。法起寺の菩薩立像は像高二〇・一センチの小像であり、本説話の銅像がもう少し大きめの像として記述されているような印象を与えていることと鷹がまつていたのは像ではなく像の指とされているに齟齬する。また、法起寺の菩薩立像は像体を水面下に沈めたばあいで指が水上に突出するような形態ではないので本説話の銅像ではない。この菩薩立像のようなつくりでは、ことなつた印相の像であつても、像体が水面下にあつて一本の指が水上に突出するような形態の像を想定することが困難である。
五 たんに十二体ではなく、十二体で一組になつてゐるのである。六 観音、七 観音、三十三 観音、などは知られてゐるが、このようになつて一組の観音は他に例をみない。
六 推古天皇。七 聖徳太子。

へ聖徳太子伝秘記「下所引法起寺塔盤銘銘文に「上宮太子聖徳皇、壬午年二月二十二日、臨前之時、於山代兄王、勅御願旨、此山本宮殿宇即地專為作寺」とみえる。九 所在未詳。
一〇 いしなげうつ」の表記を「擲打」擲拍と変化させてゐる。「擲」インナグ(名義抄)。
一一「とるの表記を「取」捕「取」と変化させてゐる。
一二 三 未詳。三 鍍金。四 はがれ落ちる。五 上巻二十五縁。六 仏菩薩の尊称。類似の表現が中巻二十二縁にみえる。
七 銅像を原料として銅錢を鑄ようとする。続紀・和銅四年(七二〇)月二十三日条に「凡私鑄錢者斬」とあるように、実行すれば斬刑。
八 養老賊盜律によれば、仏像を盗み毀(こ)るならば徒(こ)三年の刑、菩薩像ならば罪一等を減ずる。盗んで供養するならば杖八十の刑。
九 大般涅槃經後分・上。

第十八縁 悪業についての現報説話。今昔物語集・十四ノ二十八に類語。

三 過ぎ去つた時を回顧していう。「去年の例は下巻二十七縁の会話中にみえるが、本説話のよるな例は本書には無い。当事者あるいは見聞者の口吻か。三 七二九、七四九年。
三 上巻六縁。内容の類似する上巻十九縁も「山背国」のこととされている。
三 京都府相楽郡山崎町大字上狛(かむら)に所在。高麗寺跡がその地。
四 未詳。本説話以外に所伝をみない。
五 上巻十九縁、下巻二十縁、など類語はいずれも法華經にかかわる。
六 僧尼は博戯は禁じられたが、暮はゆるされ云(僧尼令)。三 上巻十九縁。
六 あり。元 全身。